

令和 5 年度島根支部事業計画 及び予算（案）

令和5年1月 10 日 令和4年度第3回評議会

令和5年度島根支部事業計画（案）

赤字・・・令和4年度からの変更点

青字・・・本部事業計画変更に伴う支部事業計画変更点

新（令和5年度）	旧（令和4年度）
<p>I. 基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 今後、<u>更に</u>厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 <u>医療費適正化等の努力を行うとともに</u>、各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。<u>特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、作成段階から積極的に参画するとともに意見発信を行う。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、<u>近年安定しているものの</u>、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は<u>解消されておらず、加えて</u>高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。<u>そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題であ</u></p>	<p>I. 基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解をいただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造<u>にあること</u>や、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。<u>このような状況を踏まえた</u>上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や</p>

る。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

(2) サービス水準の向上

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電話及び窓口相談時に郵送による申請を積極的に案内する。また、研修会や広報媒体を通じて、郵送による申請を促進する。
- ・ 加入者からの相談・照会に的確に対応できるように、相談体制（受電体制及び窓口体制）を見直し、お客満足度の向上を図る。
- ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、迅速に対応する。
- ・ 窓口及び電話対応の接遇に関するセルフチェックを定期的に行い、お客様対応のサービス向上を図る。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

■ KPI：

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする

(3) 限度額適用認定証の利用促進

- ・ オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関等に申請書を配

協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

(2) サービス水準の向上

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。
- ・ お客様満足度調査、加入者・事業主からのご意見等に基づき、わかりやすい案内・広報等サービス水準の向上を図る。

■ KPI：

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする

(3) 限度額適用認定証の利用促進

- ・ オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関等に申請書を配

置するなどにより利用促進を図る。

(4) 現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化 P T（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。
- ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

(5) 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ 資格点検及び、外傷点検について、点検事務手順書を遵守し、効率的かつ効果的な点検審査を実施する。
- ・ レセプト内容点検について、点検効果向上に向けた行動計画に基づき、効率的かつ効果的なレセプト点検を実施する。また、点検員のスキルアップを行うことで、査定率の向上及び、再審査レセプト 1 件当たりの査定額の向上を推進する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の集約化及び、コンピュータチェックの導入にともなう状況の変化を見極め、必要に応じて対策を講じる。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果

置するなどにより利用促進を図る。

- ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について積極的に周知を図る。

(4) 現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化 PT を効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。

(6) より移動し、統合

(5) 効果的なレセプト点検の推進

- ・ 資格・外傷点検については、は、点検事務手順書を遵守し、効率的かつ効果的な点検審査を実施する。
- ・ レセプト内容点検については点検効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進し、点検員のスキルアップを行うことで、査定率、再審査レセプト 1 件当たりの査定額の向上に取り組む。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の新システム導入にともなう状況の変化を見極め、必要に応じて対策を講じる。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果

的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。
※電子レセプトの普及率は 98.7% (2021 年度末) となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI :

① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 (※) について対前年度以上とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

(6) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期かつ着実に保険証未回収者に対する

的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。
※電子レセプトの普及率は 98.8% (2020 年度末) となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI :

① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 (※) について対前年度以上とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

(6) 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位 (施術箇所が 3 部位以上) かつ頻回 (施術日数が月 15 日以上) の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」とよばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。
- ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化を含む保険証適正使用の啓発及び、債権管理回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期かつ着実に保険証未回収者に対する

る返納催告を実施する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を着実に実施する。

- ・ 保険証の未返納の多い事業所データ等を活用し、資格喪失届への保険証添付及び、保険証の早期回収の徹底に関する要請文書等を事業所へ送付する。
- ・ 債権回収の文書催告を速やかに実施するとともに、電話催告や、保険者間調整の積極的な活用、費用対効果を踏まえた法的手続き等を着実に実施することで、返納金債権の回収率向上を図る。

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険関連手続きの電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

■ KPI :

① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前

る返納催告を実施する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を着実に実施する。

- ・ 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・ 債権の文書催告を速やかに実施するとともに、電話催告や、保険者間調整の積極的な活用、費用対効果を踏まえた法的手続き等を着実に実施することで、返納金債権の回収率向上を図る。

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続きの電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整※1により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス※2の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

◆ 支部独自事業

- ・【継続】「健康保険医療事務セミナー」
- ・【継続】「医療機関への『負傷原因報告書ハガキ』設置」

■ KPI :

① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前

年度以上とする

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

(7) 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への文書及び電話勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については、所在地調査により送達の徹底を行う。

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を95.3%以上とする

(8) オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

(9) 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、事務処理誤り発生防止を図る。
- ・ 新業務システム（令和5年1月）の導入と相談体制見直しを踏まえ、スリムで柔軟かつ堅確な業務体制の構築を目指す。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台とな

年度以上とする

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

(8) 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.3%以上とする

(9) 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台とな

るものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

Ⅱ.戦略的保険者機能関係

基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。

具体的には、事業主や関係団体等と連携を更に強固なものにし、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。

また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 加入者の健康度の向上
- II 医療等の質や効率性の向上
- III 医療費等の適正化

(1) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

- ・島根支部上位目標：代謝リスク保有率(男性)を全国平均以下にする。
- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実に実施するため、健診・保健指導結果やレセプトデ

るものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

Ⅱ.戦略的保険者機能関係

基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。

具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。

また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 加入者の健康度の向上
- II 医療等の質や効率性の向上
- III 医療費等の適正化

(1) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

- ・島根支部上位目標：代謝リスク保有率(男性)を全国平均以下にする。
- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実に実施するため、健診・保健指導結果やレセプトデ

一、受診状況等の分析を活用して、島根支部における事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の最終年度の取組を着実に実施する。

- ・ 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第4期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、データ分析に基づく地域の特性に応じた第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「W E Bツールを活用したウォーキングイベントの開催」

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 特定健診実施率の向上のため、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる地域や事業所、業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・ 生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診案内や受診勧奨等を行い、実施率の向上を図る。
- ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上のため、協会主催の集団健診の実施や地方自治体との連携によるがん検診との同時実施等の拡大を図り、実施率の向上を図る。
- ・ 事業者健診結果データの取得促進のため、引き続き外部委託によるデータ取得及び島根県医療情報ネットワークを活用したデータ取得を行い、事業主・健診機関の負担軽減を含めた環境整備を進める。
また、島根労働局等と事業主・健診機関・保険者（三者間）での新たな提供・運用スキームの定着に向けた連携及び働きかけを行う。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

一、受診状況等の分析を活用して、島根支部における事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の終盤となり、P D C Aサイクルに沿って、取組みの実効性を高める。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「W E Bツールを活用したウォーキングイベント」

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 特定健診受診率の向上にむけ、健診機関が不足している県西部への健診車による巡回・集団健診を実施する。
また、市町村など他保険者が主催する集団健診も積極的に活用し加入者の受診機会を確保する。
- ・ 事業者健診データ取得を促進するため引き続き委託によるデータ取得を進めるとともに、島根県医療情報ネットワークを活用し事業主・健診機関の負担軽減を図り事業者健診データを取得しやすい環境整備を進める。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：101,939人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 66.7%（実施見込者数：68,000人）
 - ・事業者健診データ 取得率 16.5%（取得見込者数：16,820人）

- 被扶養者（実施対象者数：23,156人）
 - ・特定健康診査 実施率 38.9%（実施見込者数：9,002人）

◆支部独自事業

- ・【新規】「島根県西部地域での集団健診（被保険者）実施」
- ・【継続】「生活習慣病予防健診未受診者（被保険者）への直接勧奨」
- ・【継続】「外部委託事業者による事業者健診データ取得勧奨」
- ・【継続】「地域医療情報ネットワークを利用した事業者健診データ取得事業」
- ・【継続】「協会主催の集団健診（被扶養者）実施」
- ・【継続】「他保険者主催の集団健診への協会けんぽ加入者の受診勧奨」

■ KPI：

- ① 生活習慣病予防健診実施率を 66.7%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 16.5%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 38.9%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 特定保健指導の実施率の向上のため、令和4年度に協会にて作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく特定保健指導利用案内のパンフレットを活用するとともに、令和4年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内により、実施率の向上を図る。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：103,034人）
 - ・生活習慣病予防健診実施率 65.6%（実施見込者数：67,590人）
 - ・事業者健診データ取得率 16.5%（取得見込者数：17,001人）

- 被扶養者（実施対象者数：23,514人）
 - ・特定健康診査実施率 34.0%（実施見込者数：7,995人）

◆支部独自事業：

- ・【継続】「生活習慣病予防健診未受診者への直接勧奨」
- ・【継続】「外部委託事業者による事業者健診データ取得勧奨」
- ・【継続】「地域医療情報ネットワークを利用した事業者健診データ取得事業」
- ・【継続】「協会主催の集団健診実施」
- ・【新規】「他保険者主催の集団健診への協会けんぽ加入者の受診勧奨」
- ・【継続】「労働局と連携した事業者健診結果取得事業」
- ・【継続】「支部独自の被扶養者向け健診パンフレットによる広報」

■ KPI：

- ① 生活習慣病予防健診実施率を 65.6%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 16.5%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 34.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 特定保健指導については順次、外部委託による実施に移行する。
- ・ 協会けんぽの保健師等は未治療者個人への受診勧奨及び、事業所カルテの分析結果等を基に「健康サポート」を実施する。

・ 健診実施機関や保健指導実施機関への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の保健指導の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと思われる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- 被保険者（特定保健指導対象者数：15,013人）
- ・ 特定保健指導実施率 38.0%（実施見込者数：5,702人）

- 被扶養者（特定保健指導対象者数：765人）
- ・ 特定保健指導実施率 40.5%（実施見込者数：310人）

■ KPI：

- ①被保険者の特定保健指導の実施率を 38.0%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 40.5%以上とする

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。
なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

- 被保険者（特定保健指導対象者数：17,341人）
- ・ 特定保健指導実施率 35.1%（実施見込者数：6,089人）

- 被扶養者（特定保健指導対象者数：752人）
- ・ 特定保健指導実施率 15.1%（実施見込者数：114人）

◆ 支部独自事業：

・ 【継続】「集合契約締結機関と連携した特定保健指導（集団・個別）利用勧奨」

■ KPI：

- ①被保険者の特定保健指導の実施率を 35.1%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 15.1%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者の受診率の向上を図るため、令和4年度に協会にて作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し、血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を実施する。
- ・ 外部委託及び支部直営保健師等による受診勧奨及びリスク予備群に対する健康サポートを面談等により実施する。
- ・ 生活習慣病予防健診実施機関にて、健診直後の早期に健診結果による階層化と受診勧奨をセットで勧奨業務として、委託し、実施する。

- ・ 外部委託にて、未治療者への本部からの一次勧奨（健診から半年後）実施後に、文書及び電話による受診勧奨業務を委託し、実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 600人

◆支部独自事業

- ・【継続】「外部（健診機関）委託による要治療者に対する受診勧奨」
- ・【新規】「外部委託による未治療に対する文書・電話による受診勧奨」
- ・【継続】「糖尿病性腎症患者の重症化予防対策（専門機関による保健指導）」

■KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.1%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- ・ ヘルス・マネジメント認定制度について、健康宣言事業所数の拡大とともに、事

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 委託及び直営保健師等により受診勧奨及びリスク予備群に対する健康サポートを面談等により実施する。
- ・ 健診機関に委託する受診勧奨については健診結果の階層化と受診勧奨をセットで委託し早期受診を図る。
- ・ 未治療者への受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 500人
- ・ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
- ・ かかりつけ医との連携等による重症化予防プログラムの実施を引き続き取り組む。
- ・ 未治療者に対する医療機関への受診勧奨を含めた保健指導を実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「未治療者に対する受診勧奨にかかる外部（健診機関）委託勧奨」
- ・【継続】「糖尿病性腎症患者の重症化予防対策」

■KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合 12.9%以上とする

iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

- ・ ヘルス・マネジメント認定制度における健康宣言事業所数の更なる拡大を図

業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）の標準化を踏まえ、事業所カルテを積極的に活用した健康宣言を促し、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。

- 健康宣言後のフォローアップとして、出前講座やセミナーの内容を充実させるとともに、保健師等による事業所カルテを活用した個別アプローチを実施する。
- 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス対策を推進するとともに、レセプトデータ等から地域・職域の特性を踏まえた分析を行い、セミナー等を通じて対策について展開を図る。また、メンタルヘルスに関する相談機関等についての周知も併せて実施する。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

◆支部独自事業：

- 【継続】「委託業者等による健康づくり出前講座の実施」
- 【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度にかかる表彰」
- 【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度の優待券を活用した健康促進」
- 【継続】「健康宣言事業所の取組み支援に関する情報誌による情報提供」

- 【継続】「健康宣言事業所を対象としたセミナーの開催」
- 【新規】「健康宣言エントリー勸奨」
- 【新規】「健康づくり取組み事例集による情報提供」

るため、文書等による勸奨を継続する。また、健康宣言事業所には取組を推進するために経年変化が把握できる事業所カルテを提供することで、事業所における取り組むべき課題を見える化し、健康づくりの更なる推進を図る。

- 健康宣言後のフォローアップとして、出前講座やセミナーの内容を充実させるとともに、保健師等による事業所カルテを活用した個別アプローチを実施するためのスキームを構築する。
- 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防策を推進する。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

◆支部独自事業：

- 【継続】「委託業者等による健康づくり出前講座」
- 【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度にかかる表彰」
- 【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度の優待券の作成」
- 【新規】「健康宣言事業所の取組み支援に関する情報誌の発行」

健康づくりに関する情報を健康宣言事業所へ定期的に発信することにより健康経営に関するフォローアップを図る。

- 【新規】「健康宣言事業所を対象としたセミナーの開催」
健康宣言事業所に対して健康経営セミナーの開催を通じて、健康づくりの取組みの支援を行う
- 【新規】「マスメディア系媒体を利用した健康経営の普及促進」
地域課題の解決に向けた健康経営の普及促進をマスメディアのコンテンツを活用し動画を配信する。

■KPI：健康宣言事業所数を 1,370 事業所 (※) 以上とする
(※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進< I、II、III >

- ・ 加入者目線の広報となるよう工夫を凝らすとともに、職員全員が広告塔となり協会けんぽ（財政状況等も含む）の理解度アップに努める。
- ・ 島根県社会保険協会と連携した講座を通じて健康保険制度や保健事業等の案内を行い、加入者等の制度理解や医療費適正化、健康づくりを推進する。
- ・ 従来 of 広報誌等に加え、健康保険委員を通じて新入社員へ協会けんぽについての冊子を提供し、若年層の健康保険制度や現状の理解促進を図る。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。
また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。
- ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。
- ・ 加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため、全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。
- ・ 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、本部・支部において、様々な広報機会を活用し、広報を行う。
- ・ 加入者を対象としたオンラインセミナーを開催し、加入者の健康意識の醸成を図る。
- ・ 加入者の運動習慣をはじめとした問診結果と各種健診リスクの相関関係を分析し、新聞広告等を利用した健康啓発を実施する。

◆支部独自事業

■KPI：健康宣言事業所数を 1,360 事業所以上とする。

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進< I、II、III >

- ・ 従来 of 広報誌等に加え、健康保険委員を通じて新入社員へ協会けんぽについての冊子を提供し、若年層の健康保険制度や現状の理解促進を図る。
- ・ 協会けんぽの概要や上手な医療のかかり方などの健康啓発動画を県内大学内で広報し、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。
また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく、委嘱者数の拡大に努める。
- ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。

◆支部独自事業

- ・【継続】「若年層のヘルスリテラシー向上に向けた制度チラシの作成」
- ・【新規】「加入者（被保険者・被扶養者すべての方）へ向けたオンラインセミナーの開催」
- ・【新規】「新聞広告等を利用した健康啓発」

■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 67.5%以上とする

(3) ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅱ、Ⅲ>

- ・ 支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを更に活用するため、支部の取組によるジェネリック医薬品の使用割合の変化を経年で分析することにより、改善の弱い部分に着目して対策する。
- ・ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、ジェネリックカルテを分析し効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、県の担当部局や関係機関等への働きかけを行う。
- ・ 保険者協議会を通じて、加入者に対する効果的な働きかけを行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることなるため、困難度が高い。

◆支部独自事業：

- ・公認キャラクターを活用したジェネリック医薬品希望シールやお薬手帳カバー等による使用促進

・【継続】「デジタルサイネージ等を利用した支部事業広報」

- ・【新規】若年層のヘルスリテラシー向上に向けた制度チラシの作成
若年層のヘルスリテラシーの向上のために、健康保険制度の簡易版冊子を作成し、県内の大学等の教育現場や事業所の新入社員へ配布する。

■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 67.0%以上とする

(3) ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅱ、Ⅲ>

- ・ 支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを更に活用するため、島根支部の取組によるジェネリック医薬品の使用割合の変化を経年で分析することにより、改善の弱い部分に着目して対策する。
- ・ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、ジェネリックカルテを分析し効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、県の担当部局や関係機関等への働きかけを行う。
- ・ 保険者協議会を通じて、加入者に対する効果的な働きかけを行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

◆支部独自事業：

- ・【継続】ジェネリック医薬品使用促進文書の送付

■KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする
（※） 医科、DPC、歯科、調剤

（４）インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 令和３年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

（５）地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信
〈Ⅱ、Ⅲ〉

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和 5 年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

■KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を対前年度以上とする
（※） 医科、DPC、歯科、調剤

（４）インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 令和３年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和 4 年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂 2015』や『未来投資戦略 2017』において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

◆支部独自事業：

・【継続】「インセンティブ制度の広報チラシの作成」

（５）地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信
〈Ⅱ、Ⅲ〉

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和 6 年度からスタートする次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

<p>iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</p> <p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p>(6) 調査研究の推進< I、II、III> <u>【医療費等分析】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化等に向けて、医療費の基礎的情報等を活用して医療費等の地域差を中心に分析を行う。 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、県、市町村等と連携した医療費等の分析により効果的な施策の実施を検討する。 <p><u>【重要度：高】</u> 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p>	<p>iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</p> <p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>◆ <u>支部独自事業：</u> ・<u>【新規】「上手な医療のかかり方に関する啓発啓蒙チラシの作成」</u> <u>医療費データの分析により、他支部と比較した島根県の特徴について、事業主、加入者に対して啓発・啓蒙チラシを配布する。</u></p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p>(6) 調査研究の推進< I、II、III> <u>i) 医療費等分析</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化等に向けて、医療費の基礎情報等を活用して医療費等の地域差を中心に分析を行う。 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、県、市町村等と連携した医療費等の分析や<u>共同事業</u>の実施を検討する。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

◆支部独自事業：

・【**継続**】「医療費等データ分析に基づく、自治体と連携した地域課題に対する施策の実施」

Ⅲ. 組織・運営体制関係

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

I) 人事・組織に関する取組

(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・ 業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた人員配置のあり方や業務体制の見直しを行う。

(2) OJTを中心とした人材育成

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた支部内におけるジョブローテーションを通じた人材育成を活性化させる。

◆支部独自事業：

・【**新規**】医療費等データ分析に基づく、自治体と連携した地域課題に対する施策の実施

医療費、健診結果データを用いて、市町村あるいは二次医療圏ごとに、その地域の健康課題を採求し、その分析によって得られた内容を市町村にフィードバックし、課題解決に向けて地元自治体と連携した施策を実施する。

Ⅲ. 組織・運営体制関係

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

I) 人事・組織に関する取組

(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・ 業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた人員配置のあり方や業務体制の見直しを行う。

(2) OJTを中心とした人材育成

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた支部内におけるジョブローテーションを通じた人材育成を活性化させる。

<p>(3) 支部業績評価の本格実施に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部業績評価の評価項目や評価方法を踏まえ、他支部の事業も参考にしながら島根支部の業績をより向上させる。 <p>II) 内部統制に関する取組</p> <p>(1) 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。 <p>(2) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練等を検討する。 <p>(3) コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、外部相談窓口を設置し、その周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。 <p>III) その他の取組</p> <p>費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競 	<p>(3) 支部業績評価の本格実施に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部業績評価の評価項目や評価方法を踏まえ、他支部の事業も参考にしながら島根支部の業績をより向上させる。 <p>II) 内部統制に関する取組</p> <p>(1) 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。 <p>(2) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練等を検討する。 <p>(3) コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、外部相談窓口を設置し、その周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。 <p>III) その他の取組</p> <p>費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p>	<p>争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。<u>ただし、入札の見込み件数が4件以下の場合は一者応札数を1件以下とする。</u></p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和5年度島根支部事業計画 KPI 一覧

I. 基盤的保険者機能関係

- サービス水準の向上
 - ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
 - ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 96.0%以上とする

- 効果的なレセプト内容点検の推進
 - ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について 対前年度以上とする
（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額
 - ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を 対前年度以上とする

- 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について 対前年度以下とする

- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
 - ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 対前年度以上とする
 - ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を 対前年度以上とする

- 被扶養者資格の再確認の徹底
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 95.3%以上とする

II. 戦略的保険者機能関係

- 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
 - ① 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
 - ・ 生活習慣病予防健診実施率を 66.7%以上とする
 - ・ 事業者健診データ取得率を 16.5%以上とする
 - ・ 被扶養者の特定健診実施率を 38.9%以上とする

- ② 特定保健指導の実施率及び質の向上
 - ・ 被保険者の特定保健指導の実施率を 38.0%以上とする
 - ・ 被扶養者の特定保健指導の実施率を 40.5%以上とする
- ③ 重症化予防対策の推進
 - 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.1%以上とする
- ④ コラボヘルスの推進
 - 健康宣言事業所数を 1,370 事業所以上とする

- 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉
 - 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 67.5%以上とする
- ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉
 - ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする
 - ※医科、DPC、歯科、調剤
- 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉
 - i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信
 - ii) 医療提供体制に係る意見発信
 - iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ
 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

Ⅲ. 組織・運営体制関係

- 費用対効果を踏まえたコスト削減等
 - 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20%以下とする

令和5年度島根支部保険者機能強化予算の予算枠

	予算区分	分野<経費名>	経費の主な内容	予算枠	
(島根支部)支部保険者機能強化予算	①支部医療費適正化等予算	(ア)医療費適正化対策	<ul style="list-style-type: none"> 支部独自の医療費適正化対策としての事業を実施するための経費 	<u>9,100千円</u> (前年比▲281)	
		(イ)広報・意見発信	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体や関係団体との連携を強化するための経費 定期的に全事業所、任意継続被保険者宛に送付するチラシ等の印刷及び業務用のリーフレット等の作成に要する経費 		【算出基準】協会全体予算8億円を、全支部一律に定額部分600万円を設定した上で、残りを加入者数で按分して加算し、 効率化分(3%)を差し引いた額。
		特別枠	※これまでの取組等を通じて洗い出された課題など、エビデンスを踏まえた自支部の課題解決に向けた取組かつ医療費適正化に資する取組が対象となる。年度途中での予算要求も可能。	<u>2,250千円</u>	
	②支部保健事業予算	(ウ)健診	<ul style="list-style-type: none"> 治療中の者の検査結果情報提供料 事業者健診HbA1c追加検査費 健診予定者名簿送料 ●健診実施機関実地指導旅費 集団健診 ●事業者健診の結果データの取得 健診推進経費 ●健診受診勧奨等経費 	<u>25,953千円</u> (前年比▲803)	
		(エ)保健指導	<ul style="list-style-type: none"> 保健指導機関委託費 中間評価時の血液検査費 ●医師謝金 保健指導事務経費(データ等送料、パンフレット等作成、事務用品、図書等) 公民館等における特定保健指導 保健指導推進経費 ●保健指導利用勧奨経費 保健師募集広告経費(支部) 		【算出基準】協会全体予算40億円を40歳以上の加入者数で按分した上で、 効率化分(3%)を差し引いた額。
		(オ)重症化予防事業	<ul style="list-style-type: none"> 未治療者受診勧奨 重症化予防対策 		
		(カ)コラボヘルス事業	<ul style="list-style-type: none"> コラボヘルス事業 情報提供ツール(事業所カルテ等) 		
		(キ)その他の保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 保健事業アドバイザー経費 その他の保健事業 		
		特別枠	※これまでの取組等を通じて洗い出された課題など、エビデンスを踏まえた自支部の課題解決に向けた取組かつ加入者の健康増進に資する取組が対象となる。年度途中での予算要求も可能。		<u>6,420千円</u>

令和5年度島根支部保険者強化予算（最終）

【医療費適正化等予算】（単位：千円）

※端数処理のため内訳の計と合計が異なる場合があります。

事業区分	継続 新規	事業名	第2回評議会 提示予算額	最終予算額
策 適 正 化 対 医 療 費	継続	ジェネリック医薬品使用促進にかかる勧奨文書の送付	880	0
	継続	医療費等データ分析に基づく、自治体と連携した地域課題に対する施策の実施	1,540	1,540
広 報 ・ 意 見 発 信	継続	納入告知書同封チラシによる情報提供	2,403	2,662
	継続	若年層のヘルスリテラシー向上に向けた制度冊子による周知	825	495
	継続	上手な医療のかかり方に関する啓発啓蒙チラシの作成	154	0
	継続	任継申請書（退職後の健康保険）の案内セットによる加入者の利便性向上	110	110
	新規	新聞広告等を利用した健康啓発	1,721	3,630
	新規	加入者個人を対象としたオンラインセミナーの開催	520	484

予算枠	最終予算額合計
9,100	8,921

特別枠予算	最終予算額合計
2,250	0

【支部保健事業予算】 (単位：千円)

※端数処理のため内訳の計と合計が異なる場合があります。

事業区分	継続 新規	事業名	第2回評議会 提示予算額	最終予算額
健診経費	継続	健診実施機関への訪問実地指導	95	200
	継続	外部委託業者による事業者健診データ取得勧奨	9,460	8,305
	継続	取得した事業者健診結果データの作成	243	193
	継続	労働局と連携した事業者健診結果データの取得勧奨	264	242
	継続	地域医療情報ネットワークを利用した事業者健診データ取得	924	924
	継続	集団健診（被扶養者）	2,761	3,231
	継続	生活習慣病予防健診未受診者（被保険者）への直接勧奨	297	636
	継続	他保険者主催の集団健診への協会けんぽ加入者の受診勧奨	1,155	132
	新規	島根県西部地域での集団健診（被保険者）	500	500
	継続	健診推進（実施率向上等）にかかる実施計画の取組強化	2,767	1,121
	継続	被扶養者に対する健診パンフレットによる広報	663	615

事業区分	継続 新規	事業名	第2回評議会 提示予算額	最終予算額
保健指導経費	継続	保健指導関連事務	219	33
	継続	保健指導推進（実施率向上）にかかる実施計画の取組強化	149	60
	新規	検診車における遠隔面談等を活用した特定保健指導に係る補助業務	500	440
予防対策 重症化	継続	生活習慣病予防健診実施機関と連携した未治療者受診への勧奨	1,221	484
	継続	糖尿病性腎症患者の重症化予防対策	2,794	902
	新規	未治療者受診勧奨	2,500	3,982

事業区分	継続 新規	事業名	第2回評議会 提示予算額	最終予算額
コ ラ ボ ヘ ル ス	継続	委託事業者等による健康づくり出前講座の実施	497	400
	継続	ヘルス・マネジメント認定制度の表彰	220	226
	継続	ヘルス・マネジメント認定制度の優待券を活用した健康促進	55	55
	継続	健康経営に関する情報誌による情報提供	132	941
	継続	健康宣言事業所を対象としたセミナーの開催	220	220
	新規	健康宣言エントリー勸奨	330	338
	新規	健康づくり取り組み事例集による情報提供	500	482
経費 他 その	継続	WEBツールを活用したウォーキングイベントの開催	1,332	1,265

予算枠	最終予算額合計
25,953	25,924

特別枠予算	最終予算額合計
6,420	0